馬

1

○家畜伝染病発生報告

 \bigcirc

 \bigcirc

目 次

○群馬県青少年保護育成条例施行規則の一部改正 ○群馬県青少年保護育成審議会規則の一部改正 ○群馬県小水道条例施行規則の一部改正

○自転車競技法第一条第六項第二号又は第三号に掲げ ○群馬県立医療短期大学学則の一部改正 ○群馬県食品衛生条例施行規則の一部改正 る事務の私人への委託に関する規則

○群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条 ○群馬県自転車競走電話投票実施規則の一部改正

○群馬県開発登録簿閲覧規則の一部改正 例施行規則の一部改正

○知事等が電子情報処理組織を使用する方法その他の ○知事等が電子情報処理組織を使用する方法その他の 用申請等に係る手続等の根拠となる条例の告示の一 情報通信の技術を利用する方法により行う施設の利 根拠となる法令等の告示の一部改正 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の

(情報政策課)

 \equiv

○知事等が電子情報処理組織を使用する方法その他の 用申請等に係る手続等の根拠となる条例の告示の廃 情報通信の技術を利用する方法により行う施設の利

○保安林の指定施行要件の変更予定

同

(森林保全課) $\stackrel{-}{=}$

(畜産課)

(青少年こども課

〇同

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(NPO・ボランティア推進課)

(建築住宅課)

(砂防課)

五四四四三

○建設業法第二十九条第一項の規定による公告

教育委員会告示

○第四期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画の変更

(環境政策課

六 六 六 六

(監理課)

(文化課)

同)

— — 七 七

○土砂災害警戒区域等の指定

○群馬県建築計画概要書等閲覧規程の一部改正

○道路の区域変更

○道路の供用開始

○車両制限令第三条第一項第三号の規定による指定 ○車両制限令第三条第一項第二号イの規定による指定

(道路企画管理課)

同同同

(食品監視課 同

(医療短期大学) 同 八六六二

同

九九

(工業振興課

○群馬県指定天然記念物の指定 ○群馬県指定重要文化財の指定

_ _ _

規

則

(職業能力開発課)

(建築住宅課

群馬県青少年保護育成審議会規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

群馬県規則第二十五号

群馬県知事

小

寺

弘 之 平成十九年三月二十七日

群馬県青少年保護育成審議会規則の一部を改正する等の規則

(群馬県青少年保護育成審議会規則の一部改正)

第一条 群馬県青少年保護育成審議会規則(昭和三十六年群馬県規則第五十八号)の

同

一部を次のように改正する。 第一条中「執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年群馬県条例第五十三 題名を次のように改める。 群馬県青少年健全育成審議会規則

下「条例」という。)第四十九条」に改める。 第二条」を「群馬県青少年健全育成条例 (平成十九年群馬県条例第十九号。

以

第三条第一項を削り、 第二条を削る。 同条第二項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、

群

馬

同項を第二条とする。

2

第七条第一項中「審議するものとする」を「審議することができる」に改め、 第四条を削り、第五条を第三条とし、第六条を第四条とする。

同

項各号を次のように改め、同条を第五条とする。

第一部会 青少年の健全な育成に関する総合的な施策の立案につき必要な重

二 第二部会 条例第十一条の規定による優良興行並びに優良図書等の推奨、条 の指定及び条例第二十七条第二項の規定による有害な広告物の指定に関する事 例第十三条第二項の規定による有害な興行の指定、条例第十四条第二項の規定 による有害な図書類の指定、条例第十六条第二項の規定による有害ながん具類

(群馬県青少年問題協議会規則の廃止) 第八条を第六条とし、第九条を第七条とし、第十条を第八条とする。

第二条 群馬県青少年問題協議会規則(昭和二十八年群馬県規則第七十五号) 止する。 は、 廃

附

県

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

群馬県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十九年三月二十七日

群馬県知事 小 寺 弘 之

群馬県規則第二十六号

群馬県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 群馬県青少年保護育成条例施行規則(昭和五十七年群馬県規則第六十八号)の一部

題名を次のように改める。

群馬県青少年健全育成条例施行規則

馬県青少年健全育成条例(平成十九年群馬県条例第十九号」に改める。 第一条中「群馬県青少年保護育成条例(昭和三十六年群馬県条例第二十八号」を「群

三条第四項」に、「掲示」を「表示」に改める。 第三条の見出しを「(有害興行の表示)」に改め、 同条中「第十一条第四項」を「第十

> 記様式第十号」に改め、同条を第十七条とする。 第十三条中「第三十六条第二項」を「第五十条第二項」に、「別記様式第八号」を「別 第四条中「第十二条第三項第一号」を「第十四条第三項第一号」に改める。

第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加え、同条を第十六条とする。 第十二条中「第三十六条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第二号を同条

二 保健福祉事務所の職員

|厚生労働大臣| に改め、同号の次に次の一号を加える。 第十一条中「第二十二条」を「第三十四条」に改め、同条第一号中「厚生大臣」

一の二 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物

第十一条を第十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

(深夜営業を行う施設における立入禁止の表示)

第十四条 条例第三十一条第二項の規定による表示は、 のとする。 別記様式第九号により行うも

第十条中「第二十条第三項」を「第二十六条第三項」に改め、同条を第十三条とす

第九条中「第二十条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条を第十二条とす

第八条の三中「第十八条の三第一項」を「第二十四条第一項」に、 「別記様式第七号」

を「別記様式第八号」に改め、同条を第十一条とする。

を「別記様式第七号」に改め、同条を第十条とする。 第八条の二中「第十八条の二第一項」を「第二十三条第一項」に、 「別記様式第六号」

を「別記様式第三号」に改め、同条第三項中「第十七条第二項」を「第二十一条第二 三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条第五項中「第十七条第四項」を「第二十 項」に、「別記様式第三号」を「別記様式第四号」に改め、同条第四項中「第十七条第 九条とする。 十七条第五項」を「第二十一条第五項」に改め、同条第七項中「第十七条第五項」を 一条第四項」に、「別記様式第四号」を「別記様式第五号」に改め、同条第六項中「第 「第二十一条第五項」に、「別記様式第五号」を「別記様式第六号」に改め、同条を第 第八条第一項中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に、「別記様式第二号」

同条第二項中「第十六条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同条を第八条とする。 七条とする。 第六条中「第十五条第一項第七号」を「第十九条第一項第七号」に改め、同条を第 第七条第一項中「第十六条第一項ただし書」を「第二十条第一項ただし書」に改め、

六条とし、第四条の次に次の一条を加える。 (有害図書類の陳列方法等 「第十三条第三項第一号」を「第十六条第三項第一号」に改め、

第五条 条例第十五条第一項の規定による有害図書類の陳列は、次の各号のいずれか の方法により行うものとする。

- きない場所を設け、当該場所に有害図書類を陳列する方法 営業の場所に、間仕切り、ついたてその他の方法により容易に見通すことので
- 陳列する棚の背面に設置する場合を除く。 上離れた棚に陳列する方法。ただし、有害図書類を陳列する棚を、他の図書類を 有害図書類を、他の図書類を陳列する陳列棚の外周から六十センチメートル以
- にまとめて陳列する方法 ない材質及び構造のものに限る。)を設け、 陳列棚の有害図書類から十センチメートル以上張り出した仕切り板(透視でき 有害図書類を仕切り板と仕切り板の間

報

- みが見えるようにしてまとめて陳列する方法 有害図書類を、床面から百五十センチメートル以上の高さの位置に、 背表紙の
- Ħ い状態にしてまとめて陳列する方法 有害図書類をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できな
- と知事が認める方法 前各号に掲げるもののほか、 有害図書類が他の図書類と明確に区分されている
- 2 条例第十五条第四項の規定による命令は、 別記様式第二号によるものとする。

馬 悪

群

青少 派 删 派 今

果 囲 を

に改める。

蠹 采 併 を 廸 併 に

別記様式第一号中

H

世

育成 圾

別記様式第八号中「第13条関係」を「第17条関係」に、「青少年保護育成条例」

3

同条を第 や「青少年健全育成条例」以、 「興行場」以、「質屋、古物商、図書類の販売若しくは貸付け業又はがん具類の販売業

の」や「図書類の販売業若しくは貸付業又はがん具類の販売業を行う」以で

|(4) 飲食店、喫茶店又は遊技機を設けて客に遊技をさせる営業(風俗営業 を除く。)の営業所

を

「第36条」を「第50条」に、

「映画等を行う場所」を

広告物の広告主又は管理者の営業所

(5) 酒類又はたばこの販売業を行う営業所及び酒類又はたばこの自動販売 機の設置場所

- 第31条第1項各号に掲げる営業を行う営業所

に

質屋若しくは古物商の営業所、飲食店又は喫茶店

薬品類等又は下着の販売業を行う営業所

8

- 入れ墨等を施す営業を行う営業所
- 旅館業又はアパート若しくは貸間を業とする者の営業所又はその管理

第十号とし、同様式の前に次の一様式を加える。 「質問又は資本の提出」を「質問又は資本の提出の類求」に改め、同様式を別記様式

保護者同伴であっても、十八歳未満の方 午後十時から翌日の午前四時までの間は 群馬県青少年健全育成条例の規定により、 の入場をお断りします。 30センチメートル以上 20センチメートル以上

別記様式第9号(第14条関係)

改め、同様式を別記様式第八号とする。 成条例第18条の3第 別記様式第七号中「第8条の3関係」を「第11条関係」に、「群馬県青少年保護育 項」や「群馬県青少年健全育成条例第24条第

成条例第18条の2第1項」や「群馬県青少年健全育成条例第23条第1項」 以おる 別記様式第六号中「第8条の2関係」を「第10条関係」に、「群馬県青少年保護育 別記様式第2号(規格A4)(第5条関係)

群馬県達 第 号

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

群馬県青少年健全育成条例第15条第4項の規定により、

に係る勧告に従い下記のとおり措置すべきことを命じます。

なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、群馬県知事に対して異議申立てをすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

群馬県知事

- 钔
- 1 図書類の販売又は貸付けを行う場所(所在地)及び名称(店舗名)
- 2 措置すべき内容
- 3 理由
- 4 措置期限 年 月 日

附

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県青少年保護育成条例施行規則の規定によ 1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

り作成されている用紙があるときは、改正後の群馬県青少年健全育成条例施行規則 の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県小水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十九年三月二十七日

群馬県知事 小 寺 弘 之

群馬県規則第二十七号 群馬県小水道条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県小水道条例施行規則(昭和三十三年群馬県規則第八十九号)の一部を次のよ

県

別記様式第四号中「当黙声画」を「当黙麗画」に改める。 第十条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

馬

群馬県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十九年三月二十七日

群

群馬県知事 小 寺 弘 之

群馬県規則第二十八号

群馬県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則

うに改正する。 群馬県食品衛生条例施行規則(昭和四十四年群馬県規則第十八号)の一部を次のよ

別記様式第一号中 「群馬県知事 (保健所)」を「保健所長」におめる。

別記様式第二号を次のとおり改める。

別記様式第2号(規格A4)(第4条関係)(表面)

 製造

 食品
 業許可書

 販売

群馬県指令 第 号

年 月 日申請のあった営業は、群馬県食品衛生条例(昭和44年群 馬県条例第17号)第4条の規定に基づき次により許可する。

年 月 日

群馬県 保健所長

- 1 営業の種類
- 2 営業所所在地
- 3 営業所の名称
- 4 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 許可条件

備考 裏面に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく教示があります。

別記様式第2号(規格A4)(第4条関係)(裏面)

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます(なお、処分が あったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年 を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県 を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、知事となります。)、処分の取消 しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から 起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴え を提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の 取消しの訴えを提起することができます。

群馬県規則第二十九号

群馬県立医療短期大学学則の一部を改正する規則

専攻科

第二条 本学の専攻科の課程及び学生定員は、次のとおりとする。 三十条の二―第三十条の七)」を削る。 改正する。 (課程及び学生定員) 第二章の章名を次のように改める。 目次中「学科」を「課程」に、「卒業」を「修了」に改め、「第八章の二 第二条を次のように改める。 群馬県立医療短期大学学則(平成五年群馬県規則第四十六号)の一部を次のように 第二章 課 程 課程、学生定員、 学生定員 修業年限等

地域看護学専攻

三〇人

群馬県立医療短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十九年三月二十七日

群馬県知事 小 寺 弘

之

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県食品衛生条例施行規則の規定により交付 のとみなす。 された許可書は、改正後の群馬県食品衛生条例施行規則の規定により交付されたも この規則は、平成十九年四月一日から施行する。 附

3 されている用紙があるときは、 この規則の施行の際現に改正前の群馬県食品衛生条例施行規則の規定により作成 一当分の間、これを適宜補正して使用することができ

(保健所) |を「保健所長_

に改める。

報

第六章の章名を次のように改める。

第六章 修了等

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十九条の二に規定する短期大

学の看護に関する学科を卒業した者

の課程において看護に関する課程を修了した者 外国において、学校教育における十五年以上の課程を修了した者で、その最終

第二十条を次のように改める。 三 本学において、第一号に規定する者と同等以上の学力があると学長が認めた者

を」に、「卒業証書」を「修了証書」に改める。 第二十六条を次のように改める。

「卒業」を「修了」に改め、「学科ごとの」を削り、同条第二項中「卒業を」を「修了

第二十五条の見出しを「(修了)」に改め、同条第一項中「別表第一」を「別表」に、

第二十六条 削除

第八章の二を削る。

第三十一条第二項中「当該学科」を「専攻科」に改める

別表第一を削る。

群

別表第二中「第30条の5、第30条の6関係」を「第6条、 同表を別表とする。 第25条関係」 いお

則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

自転車競技法第一条第六項第二号又は第三号に掲げる事務の私人への委託に関する

規則をここに公布する。

平成十九年三月二十七日

9

群馬県知事 小 寺 弘 之

群馬県規則第三十号

する規則 自転車競技法第一条第六項第二号又は第三号に掲げる事務の私人への委託に関

第一条 県が行う自転車競技法 (昭和二十三年法律第二百九号) 第一条第六項第二号 ところによる。 又は第三号に掲げる事務(以下「競輪事務」という。)の私人への委託については、 法令又は条例若しくは他の規則に別段の定めがあるもののほか、この規則の定める

(委託の相手方に関する基準)

第二条 知事は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四 第一項に規定する者のほか、自転車競技法施行規則(平成十四年経済産業省令第九 十七号。以下「施行規則」という。)第三条第二項各号に掲げる者に競輪事務を委託 しないものとする。これらの者を役員とする法人についても、同様とする。

(公金の払込み)

第三条 施行規則第三条第一項第二号に規定する公金取扱事務の受託者は、当該公金 払い込まなければならない。 取扱事務に係る公金を、その内容を示す計算書を添えて、知事の指定する期日まで に知事の指定する県指定金融機関、県指定代理金融機関又は県収納代理金融機関に

第四条 知事は、委託した競輪事務の適正な執行を確保するため必要があると認める するものとする。 ときは、受託者に対し、競輪事務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、 又は受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査

第五条 この規則に定めるもののほか、競輪事務の委託に関し必要な事項は、知事が 別に定める。

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

群馬県自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十九年三月二十七日

群馬県知事 小 寺 弘

之

群馬県規則第三十一号

群馬県自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 群馬県自転車競走電話投票実施規則(昭和六十三年群馬県規則第三十五号) の一部

車競技会又は私人」に改める。 第二条第二項及び第三項中「関東自転車競技会」を「他の地方公共団体、関東自転

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

則をここに公布する。 群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規

平成十九年三月二十七日

群馬県規則第三十二号

県

小 寺 弘 之

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正す

県規則第七号)の一部を次のように改正する。 群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則(昭和四十八年群馬

に次の一項を加える。 第八条第一項及び第二項中「訓練の」を「在職者訓練を除く訓練の」に改め、同条

群

馬

4 在職者訓練の訓練の時間は、校長が別に定める。

第十四条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

「若しくは受講料」を加え、同条を第十八条とし、第十五条の次に次の二条を加える。 第二十五条を第二十七条とし、第十七条から第二十四条までを二条ずつ繰り下げる。 第十六条の見出しを「(授業料及び受講料の減免)」に改め、同条中「授業料」の下に

第十六条 条例第七条第二項の規則で定める訓練科の訓練は、在職者訓練とする。

2 条例第七条第二項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める額に、校長が別に定める訓練時間を、それぞれ乗じて得た額の合計額とす

表高崎産業技術専門校の項中

実技訓練 一時間当たり二百三十六円 一時間当たり八十二円

(受講料の納付及び徴収)

2 前項に定めるもののほか、受講料の納付及び徴収に関し必要な事項は、知事が別 第十七条 受講料は、校長が指定する期日までに一括して納付しなければならない。

に定める。 別表第一前橋産業技術専門校の項中

科 キスパート	電気技術科
二年	二年
四〇人	四〇人

電気技術科

二年 に改め、

同

表高崎産業技術専門校の項中

溶接技術科 二年 四〇人

を

機械科 溶接技術科 二年 年 四〇人

に改め、 同

計科」を「CAD設計科」に改める。 表太田産業技術専門校の項中「電子システム科」を「電気保全科」に、「メカニカル設

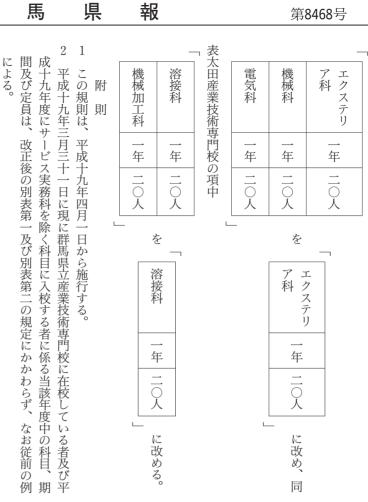
別表第二前橋産業技術専門校の項中

		_
務科サービス実	金属技術科	機械加工科
六月	年	一年
$\overline{\bigcirc}$	$\stackrel{=}{\sim}$	$\stackrel{=}{\sim}$
_	* .	

を

務科・ビス実	金属技術科
年	一年
$-\bigcirc$	三

同



から午後五時三十分」に改め、 前項の規定にかかわらず、 登録簿等の整理その他必要があるときは、 同条に次の二項を加える。

閲覧時間を

2

- 短縮することができる。 前項の規定により閲覧時間を短縮するときは、その旨を閲覧所に掲示する。
- この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

群馬県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十九年三月二十七日

群馬県知事 小 寺 弘 之

群馬県規則第三十三号

群馬県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

うに改正する。 群馬県開発登録簿閲覧規則(昭和四十五年群馬県規則第三十八号)の一部を次のよ

三日」に改める。 第四条第一項中「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に、「一月四日」を「一月

第五条中「午前十時から午後五時」を「午前八時三十分から正午まで及び午後一時

11



●群馬県告示第109号

知事等が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令等の告示(平成17年群馬県告示第556号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月27日

群馬県知事 小 寺 弘 之

表9の項を次のように改める。

9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10年法律第114号) 第12条第1項(結核に係る届出に限る。)、第53条の7第1項

●群馬県告示第110号

知事等が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う施設の利用申請等に係る手続等の根拠となる条例の告示(平成17年群馬県告示第557号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成19年3月27日

群馬県知事 小 寺 弘 之

表14の項を同表15の項とし、同表13の項の次に次のように加える。

14 群馬県武尊山観光レクリェーション施設の設置及び管理に関する条例(昭和51年群馬県条例第21号)

第9条第1項(宝台樹キャンプ場及 び川場キャンプ場の有料施設の利用 に係る申請等に限る。)及び第2項 (宝台樹キャンプ場及び川場キャン プ場の有料施設の利用に係る使用料 の免除に係る申請等に限る。)

●群馬県告示第111号

知事等が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う施設の利用申請等 に係る手続等の根拠となる条例の告示(平成18年群馬県告示第254号)は、廃止する。

平成19年3月27日

群馬県知事 小 寺 弘 之

●群馬県告示第112号

森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 3 3 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年3月27日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊勢崎市
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境•森林局森林保全課及び伊勢崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

●群馬県告示第113号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

平成19年3月27日

群馬県知事 小 寺 弘 之

4	声 名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
Э	ーネ病	牛	患畜	1頭	平成19年3月5日	高崎市	法令殺

●群馬県告示第114号

車両制限令第3条第1項第2号イの規定による指定の告示(平成18年群馬県告示第244号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月27日

群馬県知事 小 寺 弘 之

表一般国道291号の項の次に次のように加える。

一般国道353号 | みどり市大間町大間々字町西924番の2地先から渋川市渋川1197番の3地先まで

表県道伊勢崎新田木崎線の項を次のように改める。

県道伊勢崎新田上江 | 伊勢崎市境下渕名字塚越 3 0 3 5 番の 3 地先から太田市新田上田中町字前六勺 1 9 1 番田線 の 3 地先まで

●群馬県告示第115号

車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定の告示(平成18年群馬県告示第245号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月27日

群馬県知事 小 寺 弘 之

1の表一般国道122号の項の次に次のように加える。

1の表一般国道291号の項の次に次のように加える。

一般国道353号 渋川市吹屋字鯉沢87番の3地先から吾妻郡中之条町大字伊勢町字鳥居原586番の4 地先まで

吾妻郡中之条町大字伊勢町字伊参987番の10地先から同郡同町大字折田字戦道2197番の3地先まで

1の表県道前橋長瀞線の項中「同市上栗須字向田 1 2 3 2番の 1」を「同市上大塚字一本木 3 1 6番の 1 地先」に改める。

- 2を次のように改める。
- 2 指定する期日 平成19年4月1日

●群馬県告示第116号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備局道路企画管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月27日

群馬県知事 小 寺 弘 之

道路の種類	路線名	区間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長メートル
県道	寺岡館林線	館林市上早川田町字西原官有無番地 地先(栃木県界)から同市同字白髪		5. $5 \sim 8$. 8	190.0
		官有無番地地先まで	後	4. 5~9. 8	195.5
		邑楽郡板倉町大字飯野字本 1 6 7 6 番の 1 地先から同郡同町大字同字中	前	6. $7 \sim 11.2$	6 6 9. 4
		820番の1地先まで	後	8. 5~16. 0	6 6 9. 4

●群馬県告示第117号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備局道路企画管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月27日

群馬県知事 小 寺 弘 之

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	寺岡館林線	館林市上早川田町字西原官有無番地地先(栃木県界)から同市同字同564番の3地先まで	平成19年3月27日
	麦倉川俣停車 場線	邑楽郡板倉町大字飯野字本1912番の1地先から同郡 同町大字同字中820番の1地先まで	
	海老瀬館林線	邑楽郡板倉町大字細谷字曲が196番の1地先から同郡 同町大字同字押切700番地先まで	

●群馬県告示第118号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 1 2 年法律第 5 7 号)第 6 条第 1 項及 び第 8 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

15

群馬県知事 小 寺 弘 之

土 砂 災 害 警 戒 区 域				土砂災害特別警戒区域				
区域の名称	所在地	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の名称	所在地	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	建築物に作用する と想定される衝撃 に関する事項
浦和	利根郡みなかみ町川上	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	浦和	利根郡みなかみ町川上	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
浦和 (B)	"	"	11	浦和(B)	"	11	"	n
諏訪峡遊歩道上	"	"	11	諏訪峡遊歩道上	"	11	"	n
浦和北	"	n	"	浦和北	"	11	"	n
浦和南	"	"	"	浦和南	"	11	"	n
川上南	"	"	"	川上南	"	11	"	n
小仁田	利根郡みなかみ町小仁田	"	"	小仁田	利根郡みなかみ町小仁田	11	"	n
高日向	利根郡みなかみ町高日向	"	"	高日向	利根郡みなかみ町高日向	11	"	n
井戸上堰	利根郡みなかみ町川上	"	土石流	井戸上堰	利根郡みなかみ町川上	11	土石流	"
ハイ沢	"	"	"	ハイ沢	"	11	"	"
寺間沢 (支)	利根郡みなかみ町寺間	"	"	寺間沢 (支)	利根郡みなかみ町寺間	"	"	"

「別図 | 及び「別紙 | は、省略し、群馬県県土整備局砂防課及び群馬県沼田土木事務所並びにみなかみ町役場に備 え置いて縦覧に供する。

群馬県告示第百十九号

群馬県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。 平成十九年三月二十七日 群馬県知事 小 寺

弘 之

群馬県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

次のように改正する。 群馬県建築計画概要書等閲覧規程(昭和五十年群馬県告示第百五十一号)の一部を

事務所、高崎土木事務所、中之条土木事務所、沼田土木事務所及び太田土木事務所(以

第二条第一項中「群馬県県土整備局建築住宅課内及び各土木事務所」を「前橋土木

ら翌年の一月四日」を「十二月二十九日から翌年の一月三日まで」に改める。 及び午後一時から午後五時三十分」に改め、 第三条第一項中「午前九時から午後四時三十分」を「午前八時三十分から正午まで 事務所の建築主事の所管区域内の事務に係る建築計画概要書等とする。 建築基準法施行細則(昭和五十八年群馬県規則第四十八号)別表に掲げる当該土木 「各土木事務所」という。)」に改め、同条第二項を次のように改める。 各土木事務所内に置く閲覧所において閲覧に供する建築計画概要書等は、群馬県 同条第二項第三号中「十二月二十八日か

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

公告

特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 10 条第 1 項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から 2 月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成19年3月27日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 申請のあった年月日 平成19年3月8日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チームエコ
- 3 代表者の氏名 坂本和吉
- 4 主たる事務所の所在地 桐生市永楽町1番36号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域の活性を図り環境の保全に係わる活動に対して、社会貢献を目的とする。

特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 10 条第 1 項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から 2 月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成19年3月27日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 申請のあった年月日 平成19年3月12日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ヒューテック
- 3 代表者の氏名 横田弘志
- 4 主たる事務所の所在地 伊勢崎市下植木町626番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、伊勢崎市を中心に群馬県に在住する日系外国人・その他外国人の方々に対し、日本における生活を円滑に行う為の諸情報の提供を行うとともに、就職活動の支援及び各種障害に対する相談・援助を行うことにより、これらの方々の日本における安定的な社会生活の維持と、国際社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第4期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画を変更したので、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第9条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年3月27日

群馬県知事 小 寺 弘 之

「次のとおり」は省略し、関係書類を群馬県環境・森林局環境政策課並びに各環境森林事務所及び各環境森林センターに備え置いて30日間縦覧に供する。

建設業法(昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号)第 2 9 条第 1 項の規定による処分をしたので、同法第 2 9 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月27日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 処分をした日 平成19年3月16日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
- (1) 商号 株式会社リード街路灯販売

- (2) 主たる営業所の所在地 群馬県高崎市新保田中町378-13
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 三世川幸男
- (4) 許可番号 群馬県知事許可 第18964号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項の規定による建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 株式会社リード街路灯販売は、群馬県高崎市新保田中町 3 7 8 -1 3 を建設業法第 3 条に規定されている営業所として群馬県知事から建設業許可を受けているが、同地に営業所としての実体はなく、建設業法第 3 条に規定されている営業所ではない。一方、同社は東京都文京区本郷 1 -5 -1 7 三洋ビル 4 階 4 5 号に営業所を設置している。同地には営業所としての実体があり、建設業法第 3 条に規定されている営業所である。これらの事実により、同社は建設業法第 3 条及び第 9 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、東京都知事の建設業許可を受けなければならないが、その許可を受けていない。このことが建設業法第 2 9 条第 1 項第 2 号の 2 に該当する。

教育委員会告示

●群馬県教育委員会告示第1号

群馬県文化財保護条例(昭和51年群馬県条例第39号)第4条第1項の規定により、群馬県指定重要文化財として次のとおり指定する。

平成19年3月27日

群馬県教育委員会委員長 桑 原 保 光

名 称 及 び 員 数	所 在 場 所	所 有 者
渋川市道訓前遺跡出土品 一括	渋川市北橘町真壁246番地1	渋川市
櫻井家旧蔵「高崎城絵図並びに文書」 附箱二点 133件164点	高崎市井出町1514番地	高崎市
群馬県行政文書 17,629点	前橋市文京町三丁目27番26号	群馬県

●群馬県教育委員会告示第2号

群馬県文化財保護条例(昭和 5 1 年群馬県条例第 3 9 号)第 3 8 条第 1 項の規定により、群馬県指定天然記念物として次のとおり指定する。

平成19年3月27日

群馬県教育委員会委員長 桑 原 保 光

名 称	所 在 場 所
トウホクサンショウウオ	群馬県下全域
ヒダサンショウウオ	群馬県下全域

	平成19年3月27日	(火) 4	+ ~	र्थ राष्ट्र	干以	弗 8408万	10
定毎週水							
定価 (本号一部) 本号一部 三、							
本一行号月							
部三、							
三九四九〇円円							
(消費稅、							
地地 方消費							
地方消費税を含む。)							
発 行 群							
馬県							
印刷所							
T前株 E 橋式 L 橋全							
市社							
TEL ○二七—二五一—一二二二前 橋 市 元 総 社 町 六 七 番 地株式会社 朝日印刷工業株式会社							
 一 一 一 一 一 一 十							
二番会							